

施策評価シート (平成23 年度の振り返り、総括)

作成日 平成24年 08月 09日

施策 No.	17	施策名	障がい者の自立と社会参加の支援
主管課名	福祉課	電話番号	0285-83-8129
関係課名	健康増進課、児童家庭課、生涯学習課、(社会福祉協議会)		

施策の対象	身体等に障がいを持った市民								
対象指標名	単位	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	26年度見込
身体障がい者数	人				2,647	2,686	2,703	2,712	2,780
知的障がい者数	人				518	536	560	583	550
精神障がい者数	人				164	193	202	223	220

施策の意図	<p>1) 障がい者に精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 2) 障がい者に積極的に社会参加をしてもらう。</p>								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	<p>・障がい者の自立には、精神的自立、身辺自立、経済的自立などがあり、自分の生活を自分の意思で管理していくこととされている。 。ここでは、数値把握が比較的容易な経済的自立を指標とし、その中で障がい者の就業者数を代替指標とした。 ・就業者数はハローワークで把握。 ・社会参加は、行事等の参加や外出、施設利用など他人との交流を行った障がい者とする。 ・社会参加については、施設通所者、運動会・スポーツ教室等参加者、井頭温泉券利用者、身体障害者福社会等の団体活動への参加者数で把握。</p>								
成果指標名	単位	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	26年度基本計画目標値
経済的に自立している障がい者数(就業者)	人				192	204	203	215	210
社会参加(他人と交流を持つことができて障がい者数)	人				1,408	1,612	1,555	1,574	1,700

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<p>・住民は、障がい者への理解とボランティア活動や交流活動に参加する。 ・企業は、障がい者の雇用促進をする。 ・行政は、障がい福祉サービスの充実と、ボランティアの育成や各種イベントの開催等とおして社会参加の促進を図る。</p>								
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>23年度の 評価結果</p>	<p>1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）</p> <p>（１）施策成果の時系列比較（過去３年間の比較）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の施行により身体、知的、精神の３障がいの一元化、福祉サービスの実施主体の市町村への一元化が図られた。 ・ 障がいの就労状況は、改善傾向にある。 障がいの就労者 真岡市22年:202人 23年:215人 真岡川-ワ-ク管内就労者 22年:406人、23年:437人 栃木県内22年:1,927人 23年:2,122人 ・ 社会参加する障がいの者は増加している 22年:1,555人 23年:1,574人 <p>（２）近隣他市との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の障がい福祉サービス事業所数は入所 1、通所 5、児童デイ 1、居宅介護 5 であり、近隣市町の障がいサービス事業所を含め て利用者のニーズに対応している状況である。 <p>障がいの事業所数 宇都宮市:入所13通所38 足利市:入所14通所19 栃木市:入所3通所11 佐野市:入所1通所4 鹿沼市:入所7通所6 日光市:入所4通所15 小山市:入所4通所11 大田原市:入所4通所12 矢板市:入所1通所1 那須塩原市:入所2通所10 さくら市:入所3通所7 那須烏山市:入所2通所2 下野市:入所1通所1 上三川町:通所2 益子町:入所2通所6 芳賀町:通所2 (障がい福祉サービスの認定を受ければ、市内外の事業所が利用できる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関における障がいの雇用率 真岡市：2.28(14市中8位) <p>（３）住民期待水準との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意向調査によると、真岡市の将来像について、「高齢者や障がいの者におもいやりがあるまち」との回答が32.7%で2位となっている。 ・ 概ね障がいのニーズに応じた適切なサービスを提供しているが、身近な事業所の開設やより細かな福祉サービスを望む声の一部がある。
	<p>2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障がいの者は、障がいの状態やニーズに応じたサービスの利用ができるようになった。 ・ 市町村が行う地域生活支援事業として次の事業を実施した。 移動支援利用：58名、コミュニケーション支援利用：12名、日常生活用具給付：169名、地域活動支援センター利用：20名、 日中一時支援施設利用：139名 など ・ 障がいの者に対する適切な福祉サービスの利用や、就労、生活相談などのため障がいの者相談支援事業を実施した。 (「芳賀地区障害児者相談支援センター」に業務委託 相談員：3名配置 相談件数延べ584名) ・ 各種団体の育成やスポーツ大会などとおして障がいの者の社会参加を推進した。 ・ 児童デイサービス(ひまわり園)を旧コンカレ跡地へ移転し、施設の整備・充実に努めた。(通所者39名 内他町4名) ・ 障がいの者の社会参加の受け皿として、真岡さくら作業所の運営をしている。(通所者：16名)

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・ 今までの障害者自立支援法に替わり、障がい者範囲の拡大、障がい者支援区分の創設、障がい者支援の拡大充実、サービス基盤の計画的整備などが盛り込まれた障害者総合支援法が24年6月成立し、25年度以降障がい者福祉サービスのより充実が図られるようになる。市においても今後福祉サービスの充実や制度の変更、また「障害者計画」「障害福祉画」の見直しなどが求められる。
- ・ 就労については、障がい者の雇用状況は改善傾向にあるが、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携して、障がい者が適正な職業に就けるように今後も支援していく。
- ・ サービス提供事業所の新規参入など、民間事業者の育成を図る。

23年度の
評価結果

補足事項